

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件

○生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件

○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件

○生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件

○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

○道路の区域を変更する件

○道路の供用を開始する件

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件

○肥料を登録した件

○砂利採取業務主任者試験を実施する件

○落札者を決定した件

○随意契約の相手方を決定した件

○福島県選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

○不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件

三二 三三 三四 三五 三六 三七

告 示

福島県告示第四百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十四年九月十四日

福島県知事 佐藤雄平

名 称 所 在 地 指定年月日

高橋医院 南会津郡南会津町田島字中町甲三九〇五 平成二十四年七月一日

飯寺ファミリー歯科クリニック 会津若松市門田町大字飯寺字村東一〇八〇 同 年六月一日

新白河歯科口腔外科医療クリニック 白河市新白河四一五八 同 年七月一日

水野谷歯科医院 西白河郡中島村大字滑津字元村七八一 同 年七月二三日

ファーマライズ薬局南福島 福島市永井川字壇ノ腰六一一 同 年八月一日

エール薬局鹿島店 南相馬市鹿島区寺内字三里一―二四 同 年七月一日

サンキュー薬局 石川郡石川町大字双里字本宮七一―一 同 年七月一日

うさぎ薬局野田町店 福島市野田町一―一三―一五四 同 年八月一日

（社会福祉課）

福島県告示第四百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。
平成二十四年九月十四日

福島県知事 佐藤雄平

名	称	所 在 地
変更前	変更後	
財団法人竹田綜合病院	竹田綜合病院	会津若松市山鹿町三―二七
財団法人竹田綜合病院	芦ノ牧温泉病院	会津若松市大戸町大字芦ノ牧字壇ノ

病院附属青ノ牧温
泉病院

下八一―一

(社会福祉課)

福島県告示第四百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十四年九月十四日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
飯寺ファミリー歯科クリニック	会津若松市門田町大字飯寺字村東一〇八〇―四	廃止年月日	平成二十四年五月三十一日
くすりのサンキュー薬局	石川郡石川町大字双里字桜町三八―一	同	年六月三〇日
ファミリーズ薬局南福島店	福島市永井川字壇ノ腰一―一	同	年七月三十一日
うさぎ薬局	福島市野田町一―一三―五四	同	年八月十五日

(社会福祉課)

福島県告示第四百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。
平成二十四年九月十四日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
医療法人シンドウ歯科	会津若松市栄町六―八	指定辞退年月日	平成二十四年八月三十一日

(社会福祉課)

福島県告示第四百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護

法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
平成二十四年九月十四日

氏 名	住 所	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
阿部 俊之	福島市飯野町大久 施術所名 あいの手福島 施術所の所在地 保字田端二―二 店 福島市丸子字東前一	指定年月日	平成二十四年九月一日

(社会福祉課)

福島県告示第四百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
平成二十四年九月十四日

氏 名	住 所	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
山川 裕紀	郡山市大槻町字堀 施術所名 明徳館接骨院 施術所の所在地 切西二―一〇 須賀川市本町三一―一	指定年月日	平成二十四年九月一日

(社会福祉課)

福島県告示第四百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年九月十四日から平成二十五年一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年九月十四日

一	大規模小売店舗の名称及び所在地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
	夢・タウン・飯坂 福島県福島市飯坂町字月崎町十二番四		

- 二 変更しようとする事項
- 1 駐輪場の位置

(変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり

- 三 変更しようとする年月日
平成二十四年十月一日
- 四 届出年月日

平成二十四年八月二十九日
届出をした者
株式会社いちい

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年九月十四日から同年十月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社カワチ薬品須賀川店 福島県須賀川市陣場町一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十四年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前後 更後の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道船引大越小野線	田村市船引町今泉字鳥足三六番地先から同 市船引町今泉字後田一六四番一地先まで	変更前	一一・五	二二五・四
		変更後	一一・五 三六・五	二二五・四 三六・五

(道路計画課)

福島県告示第四百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所

設事務所で平成二十四年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道船引大越小野線	田村市船引町今泉字鳥足三六番地先から同 市船引町今泉字後田一六四番一地先まで	平成二十四年九月一四日

(道路計画課)

公 告

公告第二百六十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年九月四日
- 二 名称
NPO法人ウィメンズスペースふくしま
- 三 代表者の氏名
苺米 照子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市池ノ台十六番五号クライネシュロス二〇六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、女性の人権を守り、ジェンダーにとらわれない多様な生き方を認めあう社会づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年九月三日
- 二 名称

三 NPO法人とつこす
 代表者の氏名 佐藤 京子
 主たる事務所の所在地 福島県伊達市保原町字竹内町八十一番地四
 四 定款に記載された目的
 この法人は、屋内遊戯施設の建設・運営事業を通じて、地域の子どもたちの健全育成を図るとともに、まちづくりの推進を図り、地域社会の活性化に寄与することとする。
 五 (文化振興課)

公告第二百六十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。
 平成二十四年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	氏名又は名称	住所	登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量				
840	混合有機質肥料	こだま混合有機 440	4.0	4.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	大栄物産株式会社	東京都江東区佐賀1丁目7番5号	平成27年8月26日

(農業総合センター)

公告第二百七十号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取

業務主任者試験を次のとおり実施する。
 平成二十四年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 試験日時 平成二十四年十一月九日（金）午前十時から正午まで
- 試験場所 福島県庁本庁舎五階正庁（福島県福島市杉妻町二番十六号）
- 受験願書の提出期間 平成二十四年十月一日から同月十九日まで（郵送による場合は、同月十九日までの通信日付印のあるものを有効とする。）
- 受験手数料 受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼って納入すること（消印はしないこと。）。
- その他 受験願書等の用紙は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室及び福島県建設事務所（相馬港湾建設事務所、小浜港湾建設事務所、東北流域下水道建設事務所及び県中流域下水道建設事務所を除く。以下同じ。）で配布し、受付は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室で行う。なお、詳細については、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室又は福島県建設事務所にお問い合わせること。（技術管理課建設産業室）

公告第271号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
 平成24年9月14日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - ロータリ除雪車Ⅰ（2.2m級） 1台
 - ロータリ除雪車Ⅲ（2.6m級） 1台
 - 除雪ローザⅠ（16t級） 1台
 - 除雪ローザⅡ（13t級） 1台
 - 除雪ローザⅢ（16t級） 1台
 - 除雪ローザⅣ（16t級） 2台
 - 除雪ローザⅤ（19t級） 1台
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日

平成24年7月6日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 1の①に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字 亀賀字郷之原224番地

(2) 1の②に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字 亀賀字郷之原224番地

(3) 1の③に掲げる物品等 TCM株式会社 大阪府大阪市西区京町堀一丁目15番10号

(4) 1の④に掲げる物品等 TCM株式会社 大阪府大阪市西区京町堀一丁目15番10号

(5) 1の⑤に掲げる物品等 TCM株式会社 大阪府大阪市西区京町堀一丁目15番10号

(6) 1の⑥に掲げる物品等 コアツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3

(7) 1の⑦に掲げる物品等 株式会社KCMJ 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1

5 落札金額 (1) 1の①に掲げる物品等 21,525,000円

(2) 1の②に掲げる物品等 23,478,000円

(3) 1の③に掲げる物品等 14,616,600円

(4) 1の④に掲げる物品等 13,954,500円

(5) 1の⑤に掲げる物品等 18,270,000円

(6) 1の⑥に掲げる物品等 33,390,000円

(7) 1の⑦に掲げる物品等 22,764,000円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 特別政令第6条の公告を行った日 平成24年5月25日

(入札用度課)

公告第272号 W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特別政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年9月14日 福島県知事 佐藤雄平

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年7月6日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 1の①に掲げる物品等 キャタピラー東北株式会社 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目1番8号

(2) 1の②に掲げる物品等 キャタピラー東北株式会社 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目1番8号

5 随意契約に係る契約金額 (1) 1の①に掲げる物品等 20,370,000円

(2) 1の②に掲げる物品等 20,475,000円

6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当 (入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十四年九月五日現在において、次のとおりである。

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二一、五二三

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三三七、六八四

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万

を超える場合にあっては、そのを超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二本松市	一六、一八二	双葉郡	一八、八六七
相馬市相馬郡新地町	一二、一二八	石川郡	一二、〇二九
喜多方市耶麻郡	二二、六四六	東白川郡	九、五五六
須賀川市岩瀬郡	二六、三〇六	大沼郡	八、二〇六
白河市西白河郡	三〇、三七九	河沼郡	六、七二二
いわき市	九二、一二四	南会津郡	八、四〇八
郡山市	八七、八七七	本宮市安達郡	一〇、六六二
会津若松市	三三、六八〇	伊達市伊達郡	二八、八五九
福島市	七七、八八七	南相馬市相馬郡飯舘村	二〇、〇六四
選挙区		田村市田村郡	一九、四五九
選挙区			

福島県選挙管理委員会告示第五十三号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条第四項(第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十四年九月十四日

福島県選挙管理委員会

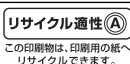
委員長 菊地俊彦

変更前 変更後 変更年月日

財団法人石城精神医学研究所附属新田目病院

一般財団法人新田目病院

平成二十四年八月一日



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷